

第10章 ガイドライン

第10章 ガイドライン エラー! ブックマークが定義されていません。

<u>ISSFドレスコード 国内規定 (ガイドライン)</u>	209
<u>役員の公式ユニフォームについて</u>	210
<u>役員のドレスコードについて追加事項.....</u>	210
<u>競技運営に関する国内規定ルール6. 7. 6 (ガイドライン)</u>	211

ISSFドレスコード 国内規定 (ガイドライン)
選手の服装に関するルールISSF 6. 7. 5

【経緯】

ISSFにおいては、2009年1月よりドレスコードを改正し、適用しているところであり、当協会においてはISSFドレスコードの主旨と、日本国内の競技環境等を勘案して、次の運用を行うこととした。

1. 対象となる競技会は、公認競技会の格付規程に定めるグレード1、グレード2の競技会とする。
2. 適用範囲は、射座、役員通路、表彰会場とする。
3. 競技中や表彰式で着用が禁止される衣服はブルージーンズ、またはスポーツに適さない色の似たようなズボン、カモフラージュ柄の衣服、ノースリーブのシャツ、短すぎる短パン、ほつれた切り口の短パン、全てのタイプのサンダル、つぎあてや穴のあいているズボン、スポーツに適さないまたは不適切なメッセージの書かれた短パンやズボンが含まれる。なお、チノパンツ、ブルー以外の色のジーンズについては当面の間は可とする。
4. 当協会の公認する競技会のジュリーや射場役員を含む技術役員に対しては、総務委員会が平成 23 年 12 月 1 日付けで定めた「役員の公式ユニフォームについて」が適用される。

役員公式ユニフォームについて

本年4月1日より適用をしている「服装に関するルール ISSF6.4.2.1 国内規定」の4項において、競技会ジュリーや役員は「公式ユニフォームまたは適切な服装を着用しなければならない」と定めているが、公式ユニフォームの具体的内容を以下のとおりとする。協会主催の競技会にジュリーや役員として出役する際のドレスコードとして適用する。

上着	紺または黒のブレザー
スラックス	グレーのスラックス
ネクタイ	協会指定のネクタイ
エンブレム	協会指定のエンブレム
バッジ	協会バッジ

ただし、夏季並びに業務の都合上、上記服装では支障がある場合は、主催者作成のポロシャツやTシャツを着用しても差し支えないものとするが、開閉会式や代表者会議ならびに表彰式に参列する際は公式ユニフォームとする。

以上

役員公式ドレスコードについて追加事項

標記ドレスコードについて、以下の内容を追加いたします。

記

- 1, ドレスコードの対象試合を、G2以上とする。
- 2, 夏季のクールビスを可とする。(上着、ネクタイ無し、シャツは襟付きのもの) ただし大会表彰式等の式典では、大会委員長・TD・ジュリー団は、協会指定の服装で臨むこと。
- 3, 女性のスカートは可とする。(色はグレーまたは紺色とする)

以上

競技運営に関する国内規定ルール 6. 7. 6 (ガイドライン)

競技会での銃砲所持許可証他の取扱についての国内規定の説明

国内規定 6.7.6 : 「競技会に参加する選手は、用具検査において、会員証、銃砲所持許可証、火薬類譲受許可証、選手手帳を持参しなければならない。以下省略。」に関するガイドラインを以下に定める。

1. 競技会開催時に実施される検査において必要とされる物は次のとおりとする。

① 銃砲所持許可証

銃砲所持許可証、年少射撃資格者の場合は年少射撃資格認定証と年少射撃監督者の銃砲所持許可証の両方、省庁銃については所属長の発行する携帯証明書

年少射撃監督者が自身の指導用空気銃、指導用空気けん銃を使用して競技会に参加することは認めない。

猟銃等製造事業の許可、猟銃等販売事業の許可による銃砲を使用しての競技会参加は認めない。

② 日ラ会員証

日ラ会員証を忘れた場合は、当該選手の所属する加盟団体の責任者による確認が取れた場合については、競技会参加を認める。

③ 選手手帳・実包の帳簿

選手手帳を忘れた場合は、注意したうえで、競技会参加を認める。ライフル銃を使用する者で選手手帳を、銃刀法第 10 条の 5 の 2 に定める実包の帳簿としている者は、消費実績を射場管理人等から受けること。また、選手手帳以外に火薬の帳簿を持つ者は、消費実績を射場管理人等から受けること。

④ 火薬類譲受許可証

火薬類譲受許可証を忘れた場合は、注意したうえで、競技会参加を認める。